

# 令和5年度 職業訓練指導員試験 受験案内

この試験は、職業能力開発促進法の規定に基づき、職業訓練指導員としての資格を取得するために行うもので、合格者には、申請により職業訓練指導員免許証を交付します。

(この試験は、資格試験であって、和歌山県職業訓練指導員の採用試験ではありません。)

## ◇ 特 典 ◇

- 職業訓練指導員の免許取得者は、その取得している免許職種についての、技能検定（1級・単一等級・2級・3級）を受ける場合、学科試験の全部が免除されます。
- 職業訓練指導員免許を取得後、1年の実務経験で、1級技能検定が受検できます。
- 労働安全衛生法に基づく資格を取得するとき、該当職種について試験（講習）の全部又は一部が免除されます。
- 自動車整備科の合格者は、道路運送車両法及び道路運送車両法に基づく自動車整備士技能検定規則による2級又は3級の技能検定を受ける場合、学科試験（保安基準その他自動車整備に関する法規の科目を除く。）及び実技試験の全部が免除されます。

和歌山県

## 1 試験実施職種

職業能力開発促進法施行規則別表第 1 1 に掲げる全職種（別表 1 参照）

## 2 試験科目

指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導、職業訓練関係法規）

## 3 試験日時及び場所

日時：令和 5 年 9 月 2 4 日（日）午後 3 時から

※ただし、警報発令等の悪天候等のため、中止になる場合があります。その場合、令和 5 年 9 月 2 2 日（金）までに和歌山県ホームページなどにより発表します。

場所：和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 2 階多目的室  
和歌山市北出島一丁目 5 番 4 7 号  
電話番号 0 7 3 - 4 2 5 - 3 3 3 5

## 4 受験資格

(1) 次のア及びイの条件を満たす者は、試験を受けることができます。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 職業能力開発促進法第 4 4 条第 1 項に規定する技能検定に合格した者（別表 2 参照）

(イ) 職業能力開発促進法施行規則第 4 5 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する者

イ 職業能力開発促進法施行規則第 4 6 条の規定により実技試験及び関連学科が免除される者（別表 3 参照）

(2) (1) の条件を満たす者であっても、次のいずれかに該当する者は受験することができません。

ア 禁錮以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から 2 年を経過しない者

※ 職業能力開発促進法施行規則第 4 2 条の 2 の規定により、精神の機能の障害により職業訓練指導員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者は、試験に合格しても職業訓練指導員免許を受けることができません。

## <試験場案内>

### 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ

- ・徒歩 JR「和歌山駅」から約 2 0 分  
和歌山電鉄貴志川線「田中口駅」から約 1 5 分
- ・自動車 阪和自動車道「和歌山インターチェンジ」から約 1 5 分・約 5 km
- ・バス JR「和歌山駅」1 番乗り場から約 5 分「北出島」バス停下車  
南海電鉄「和歌山市駅」8 番乗り場から約 1 5 分「北出島」バス停下車



## 5 受験の手続

### (1) 受験申請に必要な書類（別表4参照）

- ア 受験申請書
- イ 履歴書
- ウ 本人確認書類（運転免許証の写し等）
- エ 写真2枚（申請前6か月以内に撮影した上半身正面脱帽の縦4cm、横3cmのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を記載の上、受験申請書及び受験票（控）に貼付すること。）
- オ 63円郵便切手 1枚  
受験票の所定の欄に貼り付けてください。
- カ 受験資格を証する書面（修了証明書、実務経験証明書等、免除資格等に該当することを証する書面の写し）

### (2) 受験手数料

- 3,100円（和歌山県収入証紙を受験申請書に貼り付けてください。）
- ※ 受験申請書受付後は、手数料の返還はいたしません。

### (3) 書類の提出期限

令和5年7月31日（月）から8月18日（金）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時まで。郵便による場合、簡易書留郵便によるものとし、令和5年8月18日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

### (4) 書類の提出先

和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585）  
和歌山県 商工観光労働部 商工労働政策局 労働政策課  
郵送の場合は、封筒の表に『指導員試験受験申請書在中』と朱書してください。

### (5) 受験票

受験申請書を受理したときは、後日、受験票を送付します。試験当日は必ず持参してください。  
なお、試験1週間前までに到着していない場合は、下記までご連絡ください。

## 6 合格発表

令和5年10月12日（木）に合格者の受験番号を和歌山県ホームページに掲載するほか、県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者に対して合否を通知します。

## 7 その他

- (1) 受験者は、試験当日、受験票・筆記用具を持参してください。
- (2) 試験について不明な点は、下記までお問い合わせください。

受験申込・お問い合わせ先 和歌山市小松原通一丁目1番地（郵便番号 640-8585） 和歌山県商工観光労働部商工労働政策局労働政策課 電話番号 073-441-2800（直通）
---

別表 1

## 職業訓練指導員免許職種一覧

123 種

園 芸 科	光学ガラス科	レザー加工科	ブロック建築科	事務科
造 園 科	光学機器科	ガラス科	熱絶縁科	貿易事務科
森林環境保全科	計測機器科	ほうろう製品科	冷凍空調機器科	流通ビジネス科
鉄 鋼 科	理化学機器科	陶磁器科	配管科	写真科
鑄 造 科	製材機械科	石材科	住宅設備機器科	介護サービス科
鍛 造 科	内燃機関科	麵科	さく井科	理容科
熱 処 理 科	建設機械科	パン・菓子科	土木科	美容科
塑性加工科	農業機械科	食肉科	測量科	ホテル・旅館・レストラン科
溶 接 科	縫製機械科	水産物加工科	建築物設備管理科	観光ビジネス科
構造物鉄工科	織布科	発酵科	ボイラー科	日本料理科
金属表面処理科	織機調整科	建築科	クレーン科	中国料理科
機 械 科	染色科	枠組壁建築科	建設機械運転科	西洋料理科
電 子 科	ニット科	とび科	港湾荷役科	臨床検査科
電 気 科	洋裁科	建設科	化学分析科	フラワー装飾科
コンピュータ制御科	洋服科	プレハブ建築科	公害検査科	メカトロニクス科
発 変 電 科	縫製科	屋根科	木材工芸科	情報処理科
送 配 電 科	和裁科	スレート科	竹工芸科	フォークリフト科
電気工事科	寝具科	建築板金科	漆器科	建築物衛生管理科
自動車製造科	帆布製品科	防水科	貴金属・宝石科	福祉工学科
自動車整備科	木型科	サッシ・ガラス施工科	印章彫刻科	
自動車車体整備科	木工科	畳科	塗装科	
航空機製造科	工業包装科	インテリア科	広告美術科	
航空機整備科	紙器科	床仕上げ科	デザイン科	
鉄道車両科	製版・印刷科	表具科	義肢装具科	
造 船 科	製本科	左官・タイル科	電気通信科	
時 計 科	プラスチック製品科	築炉科	電話交換科	

## 別表 2

## 職業訓練指導員免許職種と技能検定職種の対応表

免許職種	技能検定職種
建築物設備管理科	ビル設備管理
園芸科	園芸装飾
造園科	造園
森林環境保全科	
さく井科	さく井、ウェルポイント施工
鉄鋼科	金属溶解
鑄造科	金属溶解、鑄造、粉末冶金、ダイカスト
鍛造科	鍛造
熱処理科	金属熱処理、金属材料試験
機械科	機械加工、非接触除去加工、金型製作、仕上げ、機械検査、機械保全、油圧装置調整、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、切削工具研削
塑性加工科	金属プレス加工、工場板金、建築板金、鉄工
建築板金科	建築板金
造船科	鉄工
構造物鉄工科	鉄工
鉄道車両科	鉄工、鉄道車両製造・整備
金属表面処理科	めっき、アルミニウム陽極酸化処理
製材機械科	切削工具研削
電子科	電子回路接続 ※1、電子機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整
電気科	電気機器組立て、シーケンス制御、自動販売機調整、電気製図
メカトロニクス科	電気機器組立て、シーケンス制御
時計科	時計修理
光学ガラス科	光学機器製造
光学機器科	
自動車製造科	内燃機関組立て
内燃機関科	
縫製機械科	縫製機械整備
建設機械科	建設機械整備
農業機械科	農業機械整備
冷凍空調機器科	冷凍空気調和機器施工
染色科	染色
ニット科	ニット製品製造
洋裁科	婦人子供服製造
洋服科	紳士服製造
和裁科	和裁
寝具科	寝具製作
帆布製品科	帆布製品製造
縫製科	布はく縫製
木工科	機械木工、家具製作、建具製作
紙器科	紙器・段ボール箱製造
製版・印刷科	プリプレス、印刷
製本科	製本
プラスチック製品科	プラスチック成形、強化プラスチック成形
石材科	石材施工
パン・菓子科	パン製造、菓子製造
麺科	製麺

※1 技能検定職種の「電子回路接続」は、試験免除の対象にはなりません。

※前項からつづく

免許職種	技能検定職種
食肉科	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
水産物加工科	水産練り製品製造
発酵科	みそ製造、酒造
建築科	建築大工、桝組壁建築、バルコニー施工 ※2、サッシ施工
桝組壁建築科	建築大工、桝組壁建築、バルコニー施工 ※2
屋根科	かわらぶき
とび科	とび
左官・タイル科	左官、タイル張り
築炉科	築炉
ブロック建築科	ブロック建築、エーエルシーパネル施工
畳科	畳製作
配管科	配管
住宅設備機器科	
建設科	型桝施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工
防水科	防水施工
インテリア科	内装仕上げ施工、表装
床仕上げ科	内装仕上げ施工
熱絶縁科	熱絶縁施工
サッシ・ガラス施工科	カーテンウォール施工、ガラス施工、サッシ施工
土木科	ウェルポイント施工
化学分析科	化学分析
公害検査科	
貴金属・宝石科	貴金属装身具製作
印章彫刻科	印章彫刻
表具科	表装
塗装科	塗装、塗料調色
広告美術科	広告美術仕上げ
義肢装具科	義肢・装具製作
工業包装科	工業包装
写真科	写真
日本料理科	調理
中国料理科	
西洋料理科	
建築物衛生管理科	ビルクリーニング
フラワー装飾科	フラワー装飾

※2 技能検定職種の「バルコニー施工」は、試験免除の対象にはなりません。

(注) その他本表にない名称変更又は廃止されている技能検定職種については、和歌山県商工観光労働部労働政策課（電話：073-441-2800）までお問い合わせください。

別表3

## ◎受験資格及び免除の範囲（一部）

受 験 資 格（主なもの）		実務 経験 年数	免 除 の 範 囲			
			実技	学 科		指導 方法
				系基礎	専攻	
職業 訓練	長期養成課程の指導員養成訓練修了	1年				
	●実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練修了（職業能力開発総合大学校の長が認める者）	1年	合格と認められる科目につき免除			
	●専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了	1年		免除	免除	
	●普通課程の普通職業訓練修了	2年				
	●短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了	3年				
	●応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了	—		免除	免除	
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了	3年				
学校 教育	●大学卒業	1年		免除	免除	
	●短期大学卒業	2年				
	●高等専門学校卒業	2年		免除	免除	
	●職業課程の高等学校卒業	3年				
	普通課程の高等学校卒業	5年				
	●専門課程（2年）の専修学校卒業	3年				
	●専門課程（3年）の専修学校卒業	2年				
	●高等課程若しくは一般課程（2年）の専修学校又は各種学校（2年）卒業	4年				
●高等課程若しくは一般課程（3年）の専修学校又は各種学校（3年）卒業	3年					
免許職種に関し	実務経験のみの者	8年				
	1級又は単一等級の技能検定に合格した者（「バルコニー施工」及び「電子回路接続」を除く。）	—	免除	免除	免除	
	2級の技能検定に合格した者	—	免除			
職業訓練指導員免許を受けた者		—				免除
免許職種と同一系の他の職種の職業訓練指導員免許の交付を受けた者又はその学科試験に合格した者		—		免除		免除
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において	実技試験の合格者	—	免除			
	系基礎学科の合格者	—		免除		
	専攻学科の合格者	—			免除	
職業訓練指導員試験において	指導方法の合格者	—				免除
	系基礎学科の合格者	—		免除		
他の法令により試験の免除を受けることができる者		次ページ参照				

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。

免除 は当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。

◎介護サービス科の受験資格及び免除の範囲

試験の免除を受けることができる者				免除の範囲			
				実技	学 科		指導方法
					関連学科		
関係する法令	免許等有する者	介護サービス科に関する実務経験年数	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号に該当する	系基礎	専攻		
児童福祉法	保育士登録証を有する者	7年	○	免除	免除	免除	
保健師助産師看護師法	保健師、助産師、看護師の免許を有する者	—	—				
	准看護師の免許を有する者	7年	—				
教育職員免許法	養護教諭の免許状を有する者	7年	—				
		—	○				
理学療法士及び作業療法士法	理学療法士若しくは作業療法士の免許を有する者	—	○				
社会福祉士及び介護福祉士法	社会福祉士登録証を有する者	—	○				
	介護福祉士登録証を有する者	—	—				
精神保健福祉士法	精神保健福祉士登録証を有する者	—	○				
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	保育教諭の資格を有する者	7年	○				

◎他の法令による受験資格及び免除の範囲（主なもの）

免許職種	試験の免除を受けることができる者		免除の範囲			
			実技	学 科		指導方法
				関連学科		
関係する法令	免許等有する者	系基礎	専攻			
自動車整備科	自動車整備士技能検定規則	1級大型自動車整備士、 1級小型自動車整備士、 1級二輪自動車整備士、 2級ガソリン自動車整備士、 2級ジーゼル自動車整備士、 2級二輪自動車整備士 の技能検定の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
	(平成12年省令改正前の) 自動車整備士技能検定規則	1級四輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者				
	(昭和53年省令改正前の) 自動車整備士技能検定規則	2級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者				
溶接科	ボイラー及び圧力容器安全規則	特別ボイラー溶接士免許を有する者	免除	免除	免除	
電子科	電波法	第1級陸上無線技術士の免許を有する者	免除	免除	免除	



※前項からつづく

免許職種	試験の免除を受けることができる者		免除の範囲			
			実技	学 科		指導方法
	関係する法令	免許等有する者		関連学科 系基礎	専攻	
航空機整備科	航空法	1等航空整備士、 2等航空整備士、 航空工場整備士 の資格についての航空従事者技能証明書 を有する者	免除	免除	免除	
測量科	測量法	測量士の試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
ボイラー科	ボイラー及び圧力容器安全規則	特級ボイラー技士の免許を有する者	免除	免除	免除	
	電気事業法施行規則	ボイラー・タービン主任技術者の免状 を有する者				
電気通信科	電波法	第1級総合無線通信士の免許を有する 者	免除	免除	免除	
臨床検査科	医師法	医師国家試験の合格証書を有する者	免除	免除	免除	
	歯科医師法	歯科医師国家試験の合格証書を有する 者				
	獣医師法	獣医師国家試験の合格証書を有する 者				
事務科	公認会計士法	公認会計士試験の短答式による試験 若しくは論文式による試験に合格した ことを証する書面を有する者	免除	免除	免除	
	(平成15年法律改正前の) 公認会計士法	公認会計士試験の第2次試験若しくは 第3次試験に合格したことを証する 書面を有する者				
	税理士法	税理士試験に合格したことを証する 書面を有する者				
自動車 車体整備科	自動車整備士技能検定規則	自動車車体整備士の技能検定の合格 証書を有する者	免除	免除	免除	

※上記以外のものは、職業能力開発促進法施行規則別表11の3でご確認ください。

(注) 上記以外の特種な場合についての受験資格は、「職業能力開発促進法施行規則の規定に基づく職業訓練指導員試験の受験資格」を定める告示(昭和45年労働省告示第17号)の規定による。

別表4 受験申請に必要な提出書類等

1 全受験者が提出する必要のある書類

- (1) 受験申請書
- (2) 履歴書 (受験申請書の裏面)
- (3) 本人確認書類 (市町村発行の住民票、運転免許証の写し等)
- (4) 写真2枚 (縦4cm×横3cm) (受験申請書と受験票(控)に各1枚貼付してください。)
- (5) 受験手数料 3,100円 (和歌山県収入証紙を受験申請書に貼付してください。)
- (6) 郵便切手63円1枚 (受験票の所定の欄に貼付してください。)

※実技、関連学科、指導方法の全部が免除になる方が申請を行う場合は、申請書様式が異なるので和歌山県商工観光労働部労働政策課までお問合せください。

2 受験者区分毎に必要な書類

上記1に加えて、該当する受験者区分の書類をご提出ください。

提出書類	受験者区分							
	1	2	3	4	5	6	7	8
	職業訓練指導員試験一部合格者	技能検定合格者	職業能力開発校修了者	厚生労働大臣の指定する各種・専修学校卒業生	大学・短大・高等専門学校・高等学校卒業生(免許職種に関する学科を履修した者)	大学・短大・高等専門学校・高等学校卒業生(免許職種に関する学科を履修していない者で実務経験8年未満の者)	実務経験者(受験経験年数の短縮や免除の適用を受けない者)	他の法令による受験資格及び免除資格を有し、学科試験・実技試験の全部が免除となる者
職業訓練指導員試験一部合格証 写	○							
技能検定合格証 写		○						
実務経験証明書			○	○	○	○	○	
修了証明書 ※1			○	○	○	○		
履修証明書 ※1				○	○ ※2			
その他の資格及び免許・合格証書 写								○ ※3

※1 修了証明書は学校等を卒業・修了したことを証明するもので、履修証明書は免許職種に関する学科を修めたことを証明するものです。

※2 上の5に該当する方には、原則として特別履修証明書(県の様式により卒業された学校に証明していただく書類)の提出をお願いしております。様式等は、和歌山県商工観光労働部労働政策課(TEL:073-441-2800)までお問い合わせください。

※3 原本と照合しますのでなるべく本人が窓口へ持参願います。